

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する等の規則

(生活衛生課)

四五<sup>ページ</sup>

## 規 則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和三年一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する等の規則

(岐阜県食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 岐阜県食品衛生法施行細則(昭和四十八年岐阜県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第五十四条及び第五十五条」を「第五十九条及び第六十条」に改め、同条第二項中「の規定による」を「に規定する」に、「場合には」を「場合には」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

(基準を緩和する営業)

第七条 条例第二条第二項の規則で定める営業は、次に掲げるとおりとする。

一 露店

二 短期にする営業

三 臨時にする営業

四 自動車による営業(令第三十五条第一号に規定する飲食店営業及び同条第九号に規定する食肉処理業を除く。)

(継続許可の申請)

第八条 法第五十五条第一項の規定により営業の許可を受けた者は、その有効期間の

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日相当するときは翌日)

令和三年一月二十六日

第 百 七 十 二 号

令 和 三 年 一 月 二 十 六 日

(火曜日)

満了後引き続き同一の営業の許可を受けようとするときは、当該有効期間の満了の日の二十日前までに、省令第六十七条の申請書を知事に提出しなければならない。第九条から第十三条までを削る。

別表を削る。

(岐阜県食品衛生条例施行規則の廃止)

第二条 岐阜県食品衛生条例施行規則(昭和五十七年岐阜県規則第十二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(岐阜県食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 岐阜県食品衛生法施行条例及び岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する等の条例(令和二年岐阜県条例第四十八号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第一条の規定による改正前の岐阜県食品衛生法施行条例(平成十二年岐阜県条例第七号)第三条及び別表の規定の適用については、第一条の規定による改正前の岐阜県食品衛生法施行細則第十条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

令和三年一月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社